

【意見公募様式】(A4版 タテ、1枚以内)

冒頭に「介護報酬に関する意見（意見公募）」と記載

○氏名又は名称・代表者の氏名

菅原千鶴子

○個人の場合：

※上記には、以下のいずれかを選んで記入して下さい。

- | | |
|-----------------------|-----------|
| 1. 介護サービス利用者本人 | 2. 利用者の家族 |
| 3. 介護事業サービス関係者 (ヘルパー) | 4. その他 |

○団体の場合：事業又は活動の内容

○意見内容

私はヘルパー1級資格持有（介護保険が始めから）
ヘルパーとしてサービスを提供しています。
毎日、20時間、仕事をしてますから月収入は
7万円ほどです。交通費も一切かかりません。
移動の時間も支給されず、利用者の家での
サービスの時間のみ。毎日20時間も、シートでなく、入院
等により時間で決まりますので予定していません。
仕事や家事後、助産士と家事をします。
掃除、洗濯、食事、炊事と2時間位で済みま
るし。それに加え、通院介助等、タクシーで
病院へつらうだけです。車あります。
せひ、家事、複数の身体介護を一本化すれば
です。また、移動時間、交通費、モヤニセル料
等を想定していません。せめて、予定した生
活を守り、金額をかけめどです。
ヘルパーをほんの一握て取扱にして下さい。

(注)

- 上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。
- 上記事項を記載した用紙とは別に、
 - 住所
 - 電話番号
 - 連絡者の氏名

の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。

介護報酬に関する意見（意見公募）

氏名 菊地 けつる

個人の場合

1. 介護サービス利用者本人
2. 利用者の家族
③ 介護事業サービス関係者（ホームヘルパー）
4. その他

意見内容

今まで仕事をしていて、各利用者宅に訪問し全く同じケア内容を行うことは一度もない。利用者により、生活の質、考え方が違うので、ホームヘルパーも、それに合わせたやり方で“ケアを行うからだ”。その中でも、特に神経を使うのが“家事援助”である。仮りえは、調理では、具の切り方、味付、おかず等の盛り方は、利用者に配慮しながら一つ、一つ確認しへ行う。どれか一つでも違えば“利用者の心”に不満、不安、遠慮を感じさせてしまう。そのような事が起らぬないように、私たちは日々利用者との信頼関係を深め研究と努力をしている。このように身体介護と同様に家事援助は神経を使うのである。家事援助の報酬標準が身体介護より低いのは自分は納得いかないからと言って利用料の引きあげは利用者の負担にはなるので反対する。

(注)

- ・上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。
- ・上記事項を記載した用紙とは別に、住所、電話番号、連絡者の氏名の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。

介護報酬に関する意見（意見公募）

氏名 菊池泰子

個人の場合

1. 介護サービス利用者本人
2. 利用者の家族
3. 介護事業サービス関係者（ヘルパー）
4. その他

意見内容

私はヘルパー（特別）利用者の家族ではありません。
ヘルパーの仕事は肉体的・精神的にも
努力の限界を越えぬるのに介護報酬だけが
この仕事だけで生きていくには不公平が底びです。
ヘルパーの技術を高める為の勉強も常に
必要とされ、
介護の勉強もしながら利用者一人に優しく接し
出来る介護報酬を見て下さい。

又、利用者の家族が80才の母と59才の
私が暮れ（特別）非課税特別減免に
有利とし、減免税率をもつと増やして
欲しいと思ります。

（注）

- 上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。
- 上記事項を記載した用紙とは別に、住所、電話番号、連絡者の氏名の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表はいたしません。

【意見公募様式】(A4版 タテ、1枚以内)

冒頭に「介護報酬に関する意見（意見公募）」と記載

○氏名又は名称・代表者の氏名

岸上 真寿美

○個人の場合：

※上記には、以下のいずれかを選んで記入して下さい。

1. 介護サービス利用者本人
2. 利用者の家族
3. 介護事業サービス関係者 ()
4. その他

以前 ハルパーでした。

○団体の場合：事業又は活動の内容

○意見内容 「介護報酬に関する意見（意見公募）」

・介護報酬の一本化を下さい。

介護が上がり家事は下だという発想は、現場を
知らない人しか思えません。むしろ家事にこそ、
利用者の個別性があるのだと思います。

(遅断食の調理など、みんなひます)

・現在の介護報酬では生活がいけません

他にアルバイトをしてからやっている方も多く
います

・保険料・利用料が高すぎ、介護が必要でも利用でき
ない人がいます。介護報酬が保険料・利用料へ
はねかえってしまう、しくみを変えて下さい。

(注)

・上記事項は分科会にて公表いたします。ただし、氏名が匿名のものや、介護報
酬に関する意見が記載されていないものは、公表いたしません。

・上記事項を記載した用紙とは別に、

・住所

・電話番号

・連絡者の氏名

の3事項を記載した用紙を提出して下さい。これら3事項は、分科会での公表は
いたしません。

「介護報酬に関する意見（意見公募）」

○氏名 岸田 孝史

3、介護サービス関係者（特別養護老人ホーム 施設長）

1、福祉労働者の処遇改善、事業継続の安定的保障のために介護報酬を改善し、介護報酬算定の積算根拠を明らかにすること

現在の介護報酬は、「走りながら考える」という拙速な制度実施によって、同一介護度（保険事故）でも給付が異なるなど、保険制度としても多くの根本的矛盾をかかえています。介護報酬の見直しにおける基本的視点は、国民に対して良質の生活援助（介護）サービスを保障し、その事業継続を安定的に保障する内容になっているのかどうかにあります。

この二年間、社会福祉法人の行う特別養護老人ホームや在宅福祉事業は、事業継続の安定的継続を支える公的な財政保障基盤から投げ出され、施設整備補助などにかかる将来的な不安も抱えながら、良心的に事業をすすめようとすればするほど、きびしい状況に置かれているのが実態です。また、ホームヘルプ（訪問介護）やケアマネジメント（介護支援）などの介護報酬があまりにも低いことは、周知の通りです。そうした中で、老人福祉職場において予想外に大量の退職者を生み出すなど、「合理化」（リストラ）が進行していることは、国民に対する生活援助（介護）サービスの切り下げ以外のなものではありません。その実態と影響についても精査するとともに、当面、次の事項を基本にして介護報酬の見直しを行ってください。

1) 福祉労働者の処遇改善（適切な賃金水準と昇級財源の保障）、事業継続の安定的保障（減価償却費を含む事業継続の財源保障）の視点から介護報酬を引き上げること。

2) 職員配置や賃金財源の水準と内容、事務・管理費、減価償却財源など事業とその継続に必要な経費が介護報酬にどのように含まれているのかについて明らかにするため、従前の制度において示されていたように、その積算根拠を具体的に明示すること。

3) この間論議されている「介護報酬とホテルコストの関係」については、基盤整備の費用負担を安易に国民に転嫁することのないよう、「利用者負担は援助サービスの直接的経費の範囲とする」立場で検討すること。

2、老人福祉の後退と介護保険制度の本質的矛盾について再検討するとともに、当面、公的介護保険財政への国庫負担を5割以上に増額すること

「改善」のすべてが利用者負担に戻ってくる介護保険制度の仕組みが、憲法25条、老人福祉法にもとづく生存権・人権保障としての社会福祉のすべてをカバーすることができない、介護保険制度の本質的矛盾となっていることはすでに自明です。様々な審議会や答申で低所得者対策などの課題があげられるはするものの、後追いで実効性がなく、生活援助の現場で「援助困難ケース」と呼ばれる深刻な実態が広がっていることは周知の事実です。この点について制度の抜本的な再検討を行うとともに、当面、次の事項を基本にして介護報酬の見直しを行ってください。

1) 保険料・利用料の逆進性を正すために、応能負担に改めること。

2) 利用者負担を少なくとも基礎年金額の範囲とし、誰もが安心して利用できる生活施設、生活援助サービスとすること。

3) 介護報酬の改善が利用者負担の増大とならないよう、国庫負担を従前の制度における5割以上の水準に復元すること。

4) 老人福祉法にもとづく公的責任による「福祉の措置」を積極的に運用し、「援助困難ケース」に対する緊急で実効性のある対応を行うこと。